

令和8年度沼津駅周辺地区地域貢献まちづくり検討業務 仕様書

1. 業務名称

令和8年度沼津駅周辺地区地域貢献まちづくり検討業務

2. 履行期間

契約締結日翌日から令和9年3月5日（金）まで

3. 対象範囲 ※別紙1参照

沼津駅周辺

4. 業務の目的

沼津市では、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指し、令和2年3月には、「沼津市中心市街地まちづくり戦略」を策定し、駅周辺の交通体系を短期・中期・長期と段階的に再編するとともに、街路や駅前広場の空間再編を図ることにより、「車中心の空間からヒト中心の空間に再編すること」等を掲げ、令和4年6月には「公共空間再編整備計画」と「都市空間デザインガイドライン」を策定した。独立行政法人都市再生機構（以下「機構」と言う）は、沼津市と協働でこれら上位計画の策定支援を行うと共に、地元プレイヤー等とも連携した社会実験やそれを踏まえた活動方針案の整理等の支援を進めてきた。

令和7年5月には、沼津駅前の機構保有地を活用する事業パートナーが決定し、今後は沼津市・事業パートナー・機構の三者による協議会活動を進め、R8年中に機構保有地に整備予定の拠点施設・広場の供用開始を起点として、駅周辺及び中心市街地等での活動展開（エリアプラットフォーム組成等）を段階的に進めていく予定である。

本業務では、過年度の取組を踏まえ、協議会や過去の社会実験等の取組で関係を構築してきた地域プレイヤー等と連携しながら、官民連携による運営体制の試行・検証や、持続的な活動に向けた収益確保の検討等を行い、その結果を踏まえて今後のエリアプラットフォーム組成や活動の自走化に向けた検討を進めることを目的とする。

5. 業務の内容

(1) 沼津駅周辺の官民連携まちづくり推進体制の構築検討

沼津駅周辺のまちづくり活動を展開していくために、地元・周辺企業との意見交換を行いながらまちづくり推進体制の検討及び、令和7年度までに市や地元プレイヤー等と議論してきた活動方針案について将来の持続的なエリアプラットフォームの活動を見据えた見直しを実施する。なお、検討にあたっては、(2)(3)の取組み結果も反映すること。

① エリアプラットフォーム組成に向けた地元・周辺企業との意見交換（計6回程度）

※(1)②、③の検討に向けた地元・周辺企業の意向確認や検討内容のフィードバック等を行うこと。

※本意見交換に関して、実施時期・開催場所・開催方式・対象者等については、機構と協議の上決定すること。

- ② エリアプラットフォーム組成に向けたまちづくり推進体制の検討
 - ・活動体制、運営体制、役割、規約、収支構造等
- ③ エリアプラットフォーム組成に向けたまちづくりの活動方針案の見直し検討
 - ・活動の方向性（ロードマップ等の作成）
 - ・持続可能な取組内容

（2）沼津駅周辺における関係人口創出プログラムの企画・運営

将来のエリアプラットフォームの体制構築や活動の自走化を加速させるため、これまでの地元プレイヤーに加え、新たな地域内外のプレイヤーとの連携や担い手育成による関係人口創出の取組を実施する。なお、取組にあたっては協議会や地元プレイヤー等と連携して行うこと。

- ① 関係人口創出に資する地域課題の抽出及び体験型プログラムの企画
- ② 体験型プログラムの管理・運営（参加者募集・プロモーション等含）
- ③ 実施結果の取りまとめ及び今後の取組方針への反映

（3）社会実験の検討・実施

公共空間又は完成した機構保有地の拠点施設・広場を活用した社会実験の企画・運営を支援し、社会実験を通じて中心市街地との連携・回遊性向上のための施策、公共空間の活用等の検討を実施する。

- ① 空間利活用社会実験の企画・運営支援
 - ・社会実験の仮説設定、企画調整、実施、管理運営
 - ・回遊性向上施策の検討（沼津駅前・中心市街地・狩野川・中央公園等）
 - ・道路管理者、警察等との関係機関協議作成等

※実施回数は計2回程度。1回あたりの実施期間は平日・休日を含む3日間程度を想定。

※具体的な実施内容、実施場所、期間及び時間帯については、機構と改めて協議の上決定すること。

※実施にあたってはこれまでの関係者に加え、（2）における新たな地域内外のプレイヤー等との連携を検討すること。

- ② 効果測定・分析
 - ・アンケート調査（地元関係者、来訪者、出店者等）
 - ・ゲートカウント調査、アクティビティ調査等
 - ※調査は上記想定であるが、実施場所決定後、調査方法（アンケート内容、対象者、頻度等）については、機構と協議の上決定すること。
 - ・効果測定結果の分析及び取りまとめ（人流調査結果等との比較含）

- ③ 課題の整理・まちづくり活動への還元

- ・社会実験の課題整理及び今後の取組方針への反映

※（１）～（３）の検討にあたっては、以下の内容について留意すること。

- ・地域プレイヤー等の協力を得て、幅広い意見（地元の意向等）を徴収しながら検討すること。
- ・機構・沼津市・事業パートナーの三者による協議会の意見も徴収した上で、上記業務の検討に取り入れること。
- ・別途機構が発注を予定している「（仮称）沼津駅周辺地区における人流データ及びオープンデータ等を活用したまちづくり評価指標等検討業務」（業務内容：オープンデータ・AI カメラ・GPS データ・Wi-Fi 等を活用した長期的なまちの評価手法検討）との調整を図ること。
- ・他団体等との連携も適宜検討すること。

6. 成果物

- （１）報告書（A4）：２部
- （２）報告書及びその他資料の電子データ

記録媒体はDVD-ROM とするが、納品方法については監督員と協議すること。図面等のデータは、PDF と JPG の両方で整理すること。3D化したデータは、機構が利用しているOSで使えるように調整のうえ、納品すること。

7. 業務カルテの作成

受注者は、業務請負代金額100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し調査職員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより、又は公衆回線を通じてオンラインで提出するとともに、（財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを調査職員に提出しなければならない。提出の期限は、以下のとおりとする。なお、業務カルテの作成にあたっては、別に定める「テクリス登録要領」を参考とする。

- 1 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- 2 完了時登録データの提出期限は、契約完了後10日以内とする。
- 3 履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

8. 調査の進め方

- （１）法令及び条例等の関係諸法規を遵守すること。
- （２）機構担当者の指示に従うこと。
- （３）必要に応じて、関連する業務の打合せ等に出席、検討内容の連携・調整を行うこと。また、打合せに関係者（沼津市等）が同席することや、会議等に必要な資料について作業依頼する場合がある。

9. 用語の定義

管理技術者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で業務請負契約書第8条の規定に基づく現場代理人をいう。

10. 配置技術者

受注者は、管理技術者及び担当技術者を定めるときは、本業務における競争参加資格確認申請書等に記載の技術者を配置すること。

11. 管理技術者

- (1) 本業務において、従事する管理技術者については様式-1に基づき氏名、保有資格等を監督員に提出すること。
- (2) 管理技術者は、業務の履行にあたり、契約図書及び本仕様書を十分に理解し、業務が管理技術者の下、担当技術者によって適切に履行されるように業務の指揮監督を行うものとする。
- (3) 管理技術者は、業務内容の進捗状況等を監督員に適宜報告するものとする。又、監督員からの要求に応じて、その都度業務の報告を行わなければならない。

12. 提出書類

受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。但し、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

13. 打合せ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿（A4判））に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 管理技術者は、必要に応じて監督員と打合せを行うこと。打合せ結果について、書面（打合せ記録簿（A4判））に記録し相互に確認しなければならない。
- (3) 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と打合せを行うものとする。

14. 業務計画書

- (1) 受注者は、下記項目について記載した業務計画書を作成し、業務着手時までに監督員に提出し、承諾を得なければならない。
 - ①業務概要
 - ②業務の実施方針（情報セキュリティに関する対策を含む。）
 - ③業務の実施工程（業務の順序及び手順）

- ④業務の実施体制
 - ⑤打合せ計画
 - ⑥連絡体制（緊急時含む。）
 - ⑦その他（業務の実施上、必要と思われる事項）
- (2) 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度監督員に変更業務計画書を提出し、承諾を得なければならない。

15. 検査

- (1) 受注者は、業務が完了したときは、監督員に「業務完了報告書」及び「納品書」を提出し検査を受けるものとする。なお業務完了報告書を提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督員に提出していなければならない。
- (2) 発注者は、業務の検査に先立って、受注者に対し検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。また、検査に要する費用は受注者の負担とする。
- (3) 検査職員は、管理技術者または本業務の担当技術者の立会の上、検査を行うものとする。

16. 業務完了手続き

検査完了後速やかに、以下の書類を監督員に提出すること。

- ①引渡書
- ②完成払請求書

17. 契約の変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により業務請負代金に変更を生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 監督員と受注者が打合せを行い、業務実施上必要があると認められる場合

18. 再委託

- (1) 本業務における再委託は原則として認めない。ただし、業務請負契約書第4条2項に基づき、第三者に委任又は請け負わせようとするときは様式-2の書面により予め承諾を得なければならない。なお、以下の業務については再委託の承諾を要しないものとする。

■特に承諾を要しない業務

- ・コピー、印刷、製本、資料収集、要約といった簡易な業務
- ・トレース業務、模型製作、パース作成、描画、写真撮影
- ・単純計算（シュミレーションを含む）
- ・携帯電話から収集する位置情報等データ及びデータ解析
- ・データ入力（CAD、電算）

- (2) 受注者は、次に掲げる本業務の「主たる部分」の再委託を行うことはできない。
- ・業務の履行管理、総合的管理、手法の決定及び技術的判断等
 - ・打合せ及び内容の説明
- (3) 受注者は、業務を再委託する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。また、それらの契約関係に関する書面については、発注者の求めに応じた書面全てを受注者は提出しなければならない。

19. 技術提案の履行

本業務に対する技術提案について、確実な履行に努めなければならない。又、技術提案の一部または全部について履行が困難な場合には、監督員と協議すること。なお、監督員が技術提案の不履行を認める場合は、業務成績評定点を減ずる等の措置を行うものとする。

20. 疑義

本業務の実施に当たり、業務請負契約書、仕様書及び本指示内容に疑義が生じた場合には、書面をもって通知し、監督員と協議の上実施するものとする。

21. 業務環境の改善

本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。ウイークリースタンスの実施にあたっては、ウイークリースタンス実施要領 (<https://www.ur-net.go.jp/order/aratanatorikumi.html>) に基づき、調査職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

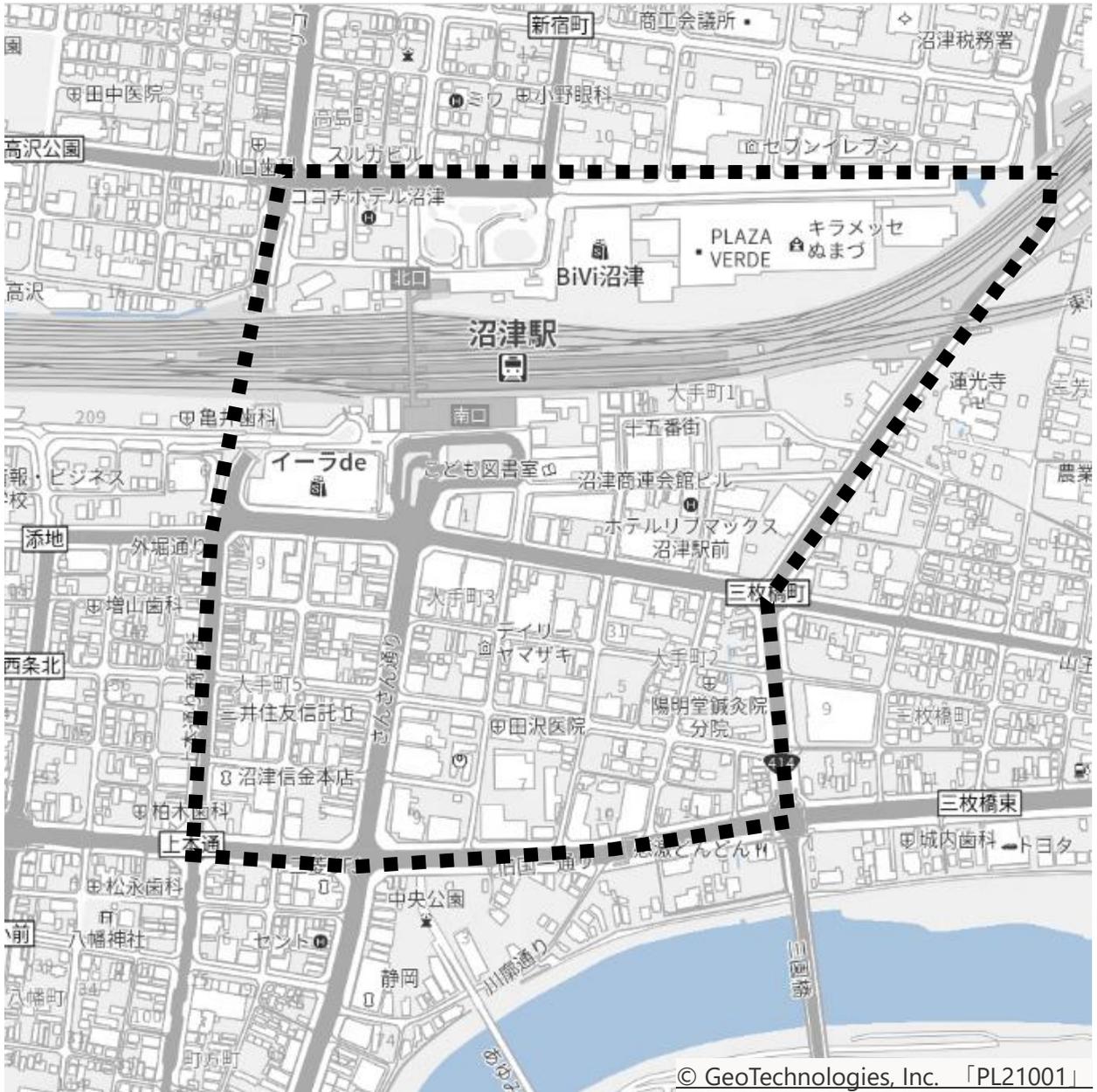
22. その他

- (1) 本業務は、業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後、業務成績評定点を通知する。なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。また、付与した業務成績評定点は公表する場合がある。
- (2) 本業務において知り得た情報は、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
- 1) 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - 2) 1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
 - 3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

以 上

【対象範囲】

対象範囲:  及びその周辺



【仕様書(別紙2)】

令和8年度沼津駅周辺地区地域貢献まちづくり検討業務の業務量(目安)

1 積算基準

本業務の積算基準については、入札説明書別紙2を参照すること。

2 業務内容ごとの業務量の目安(単位:人・日)

3 下記の業務量で記載する(人・日)は換算によるものである

業務項目(例)		業務量 (人・日)
(1)	沼津駅周辺の官民連携まちづくり体制の構築・見直し検討	30人・日
(2)	沼津駅周辺における関係人口創出プログラムの企画・運営	28人・日
(3)	社会実験の検討・実施	40人・日
合 計		98人・日

【仕様書（様式－1）】

管理技術者通知書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 竹内 英雄 殿

受注者

住所

氏名

印

令和8年 月 日付け業務請負契約を締結した次の業務について、業務請負契約書第 条に基づく管理技術者を下記のとおり決定（変更）したので業務請負契約書第 条に基づき通知します。

契約件名：令和8年度沼津駅周辺地区地域貢献まちづくり検討業務

記

管理技術者※1

氏 名	保有資格	取得年月日（登録番号）
(※2)		

※1 競争参加資格確認資料提出時点に提出した様式－4に変更がある場合は、新たに様式－4を作成して提出すること。

※2 ()内は、担当技術者を記載すること。

【仕様書（様式－２）】

令和 年 月 日

再委託（変更等）承諾申請書

独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 竹内 英雄 殿

受注者 住所 ○○○○○○
株式会社○○○○
氏名 ○○ ○○ 印

契約名称：令和８年度沼津駅周辺地区地域貢献まちづくり検討業務

令和８年 月 日付けをもって締結した上記の契約に関して、以下のとおり業務の一部を再委託したく、契約書第 条第 項に基づき申請するので、手続き方お願いします。

項 目	申請内容
再委託の相手方 （住所、名称）	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○-○ 株式会社○○○○
再委託業務の内容	・○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○ ・○○○○○○○○○○
再委託業務の 契約予定額	○○○千円（契約金額に対する比率○%） ※ 見積書を添付
再委託を行う必要性 及び 再委託の相手方の 選定理由	（再委託する必要性） ○○○○を再委託することで、業務の効率化を図り、工期短縮に努めるため。 （再委託の相手方の選定理由） 株式会社○○○○は、令和○○年より弊社の○○○○業務の○○○○を中心とした業務を行ってきている。この間、成果の品質が高く、納期も遵守している。 また、上記業務の同種、類似業務の実施経験が多数有り、短期間での業務遂行に寄与し、成果の品質向上に資することが期待できるため。

以 上